

## 第6章 契約期間及び契約の終了

### (契約期間)

第48条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、本契約の規定に従い解除されない限り、本事業期間の経過をもって終了する。ただし、本契約の終了日までに発生しかつ本契約の終了日において未履行である町又は事業者の本契約上の義務、及び本契約に従い、本事業期間の末日までに発生しかつ同末日の後に履行期が到来する町又は事業者の本契約上の義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有する

### (事業者の債務不履行等による契約の解除)

第49条 次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するとき。
- (3) 事業者に対する指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理期間満了時において再度の指定がなされないとき。
- (4) 本件施設の全部又は一部の設置管理許可が取り消され、又は更新されない場合で、本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。
- (5) 事業者が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (6) 事業者につき破産、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (7) 事業者が本契約等に定める報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (8) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (9) 本事業における選定手続に関し、事業者又は構成企業が基本協定第9条第1項第1号から第11号までのいずれかの事由に該当するとき。
- (10) 前9号に規定する場合のほか、事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。

(本件施設の完成前の契約の解除)

第50条 本件施設の完成前において次の各号の一に該当する場合、町は、催告をすることなく、直ちに本契約を解除するとともに、事業者を指定管理者に指定しているときは当該指定を取り消すことができる。

- (1) 建設期間の初日を過ぎても事業者が建設業務に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設期間の末日までに本件施設が完成しないとき、又は、同日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に完成確認をする見込みがないと町が合理的に判断したとき。
- 2 前条又は前項により本契約が終了した場合、事業者は、町に対して、本契約の解除により町の被った損害を賠償しなければならない。
- 3 本件施設の完成前に、前条又は第1項により本契約が終了した場合、町は、事業者に対し、当該施設（既存施設を除く。）の出来形部分を撤去したうえで、事業実施場所及び既存施設を事業者の責任及び費用負担においてその引渡日における原状に回復すること、又は当該施設の出来形部分若しくは既存施設に設置された動産を無償で町に譲渡することのいずれかを請求することができ、当該出来形部分又は当該動産について町が無償で譲渡するよう事業者に通知した場合には、当該通知の到達をもって当該出来形部分又は当該動産の所有権は町に移転したものとみなされるものとする。
- 4 前項において町が事業実施場所又は既存施設の原状回復を求めた場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は事業者に代わり出来形部分を撤去したうえで事業実施場所又は既存施設を原状回復することができ、これに要した費用を事業者に請求できるものとする。
- 5 事業者が第3項（他の規定により同項が準用される場合を含む。）による出来形部分の無償譲渡（設置される動産の無償譲渡を含む。以下、本項において同じ。）を行った場合、本契約の解除により被った町の損害の額が、譲渡を受ける当該出来形部分の整備費用を超過する場合は、町は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。